

第3回 保育士養成課程等検討会	資料4
平成27年9月10日	

## 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性について

### 【背景】

保育士資格を取得するためには、指定保育士養成施設において必要な科目を履修して卒業する方法と、保育士試験に合格する方法の2通りがある。

指定保育士養成施設卒業により資格取得する方法では、厚生労働大臣が指定する養成施設において、保育士養成課程（68単位）を履修し、卒業することにより、保育士資格を取得することができる。

また、保育士試験合格による資格取得方法は、受験資格（短大卒業程度）があれば、指定保育士養成施設で保育士養成課程を履修しなくても、だれでも受験することが可能となっており、保育士試験合格による取得割合は、19.3%（平成26年保育士試験。試験全科目免除者を除く）となっている。

指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者のいずれの方法であっても、同じ保育士資格を取得することとなることから、保育士養成課程と保育士試験が同等の質を担保する必要がある。

このことから、養成課程や試験科目の内容等の整合性について検証し、その結果を踏まえ、必要に応じ、保育士養成課程や試験科目の内容等の見直しことにより、いずれの方法により保育士資格を取得した者であっても保育士として同等の質を担保する。

### 【進め方】

#### （1）保育士養成課程と試験科目の内容等の整合性についての検証

「平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」（厚生労働省補助金事業）により、採択された団体において調査及び研究を行う。

#### （2）保育士養成課程や試験科目の内容等の見直しの必要性についての検討

上記（1）による調査研究結果を踏まえ、保育士養成課程又は試験科目について、必要に応じ見直しを行う。